

令和 5 年 1 2 月

お客さま 各位

大分みらい信用金庫

自治体による住居表示実施に伴う当金庫の

住所変更お手続きの対応について

平素より大分みらい信用金庫にご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、自治体（市町村など）による住居表示実施に伴う、当金庫へのお客さまの住所変更のお手続きにつきましては、自治体から交付される「通知書兼証明書」（実施前、実施後のご住所が記載されているもの）のご提示をもって変更手続きをさせていただきます。

なお、以下の場合は別途当金庫所定のお手続きとなり、お届け印等が必要となりますのであらかじめご了承ください。

ご不明な点は、お取引店にお問い合わせください。

- ◆「通知書兼証明書」以外の運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード等による変更手続
- ◆当金庫にお届けいただいているご住所が、「通知書兼証明書」に記載されている実施前住所と相違する場合
- ◆当座預金の署名判変更
- ◆融資取引の記名判変更